

山内中央公園テニスコート  
LED 照明賃貸借  
仕様書  
(債務負担行為)

令和8年5月  
佐賀県武雄市

## 1. 総則

本仕様書は、武雄市所有施設である山内中央公園テニスコートにおける LED 照明器具一式の賃貸借について定める。

## 2. 導入の目的・概要

この仕様書は、武雄市所有施設である山内中央公園テニスコートで使用している水銀灯等の照明の LED 化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、LED照明器具の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるように、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「武雄市ゼロカーボン実行計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

## 3. 概要

### (1) 履行場所

山内中央公園テニスコート

〒849-2304 佐賀県武雄市山内町大字大野 7627 番地 14

### (2) 賃貸借物品

(a) テニスコート照明灯具: 32 台

(b) 電撃殺虫器: 4 個

(c) その他、取付けに必要な資材

### (3) 設置期限

予定期限 令和9年3月末(作業日については発注者と協議すること)

### (4) 賃貸借期間

LED 照明器具設置完了から 10 年間

### (5) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

### (6) 契約方法

令和8年度から令和18年度まで、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為を設定する。

### (7) 賃貸借料の支払い

支払いは四半期払い(年4回払)とする。物件を使用した各期末の翌月に受注者から適法な支払請求書を受領したのち、30日以内に賃借料を支払うものとする。

## 4. 要求要件

### (1) 照明器具(物品)の調達

LED 照明器具及び付属部品は、未使用品であることとする。

### (2) 設置工事

LED 照明器具の納入及び設置を行うこととする。

### (3) 梱包材や既存照明設備等の撤去処分

梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とする。

#### (4) 保証期間

保証期間は、LED 照明器具の設置完了の日から賃貸借期間終了までの 10 年間とする。

### 5. 器具仕様

#### (1) 共通

- (a) 屋外用LED照明とする
- (b) 光源(LED)寿命は 40,000 時間(光束維持率 80%)以上であること
- (c) 器具は景観に配慮した濃色かつ重耐塩仕様とする
- (d) 照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること
- (e) LED チップメーカーの特許を侵害していないこと

#### (2) テニスコートLED照明器具

- (a) 全体コート(36m×64.51m)の平均照度は維持照度 500 lx 以上であること  
(既設位置かつ採用する灯具の保守率をかけた維持平均照度での照度分布図等を提出すること)
- (b) 照度均斉度は 0.6 以上であること
- (c) 近隣への光害対策として、照射角度を器具自体またはアダプタ等を使用して調整できること  
(アダプタ等を使用する場合はメッキ処理後に器具色と同色とすること)
- (d) 光束は 57000lm 以上かつ消費電力は 430W 以下であること
- (e) 照明は昼白色(色温度 5,000K)であること
- (f) 平均演色評価指数はRa70以上であること
- (g) 保護等級はIP65以上であること

#### (3) 電撃殺虫器

- (a) 補虫用蛍光ランプで虫を撃退できること
- (b) 本体は鋼板製かつメーカー標準色とすること

### 6. 工事(設置)仕様

- (1) 撤去及び設置については、可能な限り武雄市内の電気工事事業者等により行うものとし、当該作業に必要な資格を有するものを選定すること。  
(作業遂行上相当の理由があれば、市外事業者も可とする。その場合、作業実施前に報告すること。)
- (2) 交換方式は、器具交換とする。
- (3) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。
- (4) 契約後、速やかに工程表について、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (6) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (7) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (8) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (9) 作業終了後は清掃を行うこと。
- (10) 設置作業時間帯は、施設管理担当者の指示に従うこと。
- (11) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。

- (12) 設置作業完了後、速やかに点灯試験、照度測定、調整等の機能確認を行うこと。
- (12) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事(改修工事)標準仕様書(電気設備工事編)最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。
- (13) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

#### 7. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

#### 8. 入札金額

- (1) 入札金額は1か月分の賃貸借料及び120ヶ月分の賃貸借料(いずれも税抜)とする。
- (2) 賃貸借料には、新価特約動産総合保険費用を含めるものとする。

#### 9. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当者の承諾を得ること。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出すること。
- (5) 賃貸借期間の開始は検査に合格した時点からとするが、賃貸借期間の開始を待たずに、設置した照明器具の仮使用を認めること。